

## 獣医師確保就業体験支援事業実施要領

制 定	平成 21 年 4 月 1 日
改 正	平成 25 年 4 月 1 日
改 正	平成 28 年 4 月 1 日
改 正	令和 2 年 10 月 1 日
改 正	令和 4 年 4 月 1 日
改 正	令和 5 年 4 月 1 日
最終改正	令和 6 年 4 月 1 日

### 農政水産部家畜防疫対策課

#### (趣旨)

第1条 この要領は、県の機関における獣医師確保の充実に資するために、獣医学生又は獣医師が本県の獣医職域たる機関で就業体験（以下「インターンシップ」という。）を行う場合に要する経費の一部を助成するために必要な事項を定めるものとする。

#### (対象者)

第2条 本事業の助成金を受けることのできる者は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学（以下「大学」という。）の農学部（これに相当する学部を含む。）の学生で獣医学を専攻している者又は獣医師であつて、本県の獣医職域たる機関においてインターンシップを行う者（以下「インターンシップ生」という。）とする。

2 インターンシップ生は、インターンシップを行うに当たり、獣医系学生はインターンシップ学生受入依頼書（別記様式第 1 号）、獣医師はインターンシップ受入依頼書（別記様式第 2 号）に誓約書（別記様式第 3 号）を添えて、あらかじめ公益社団法人宮崎県畜産協会（以下「協会」という。）へ提出しなければならない。また、協会が受入依頼書及び誓約書を受け付けた場合は、速やかにその写しを宮崎県農政水産部畜産局家畜防疫対策課（以下「家畜防疫対策課」という。）に送付するものとする。

#### (助成内容)

第3条 インターンシップ生がインターンシップを行うに当たって、居住地と宮崎県の往復に要した経費及び宮崎県内の移動に要した経費のうち、必要と認められるものについて、下記により助成するものとする。

(1) 県内に宿泊した場合、宿泊費については 1 泊あたり定額 5,000 円かつ 5 泊を上限とし、公共交通機関を利用し県外から県内へ移動するのに要した経費については、半額を上限として助成する。

(2) 県外から県内への移動にあたり、個人包括旅行運賃を適用する場合の経費については、半額を上限として助成する。

(3) 公共交通機関を利用して県内移動する場合、1 日あたり定額で 1,000 円かつ 5 日間を上限として助成する。ただし、旅行雑費は支給しないものとする。

2 家畜伝染病の発生等のやむを得ない事情により、インターンシップ生の受入れを中止した場合、対象者が支払ったインターンシップに係る旅費及び宿泊費のキャンセル料について、助成対象旅費の半額を上限として助成する。

(給付の申請)

第4条 前条第1項に規定する助成を受けようとする者は、協会へインターンシップ助成金交付申請書(別記様式第4号。以下「申請書」という。)にインターンシップ旅程報告書(別記様式第5号。以下「旅程報告書」という。)、宿泊先、公共交通機関等の領収書及び航空機を利用した場合は搭乗券若しくは搭乗証明書を添えて、申請しなければならない。ただし、県内移動にかかる公共交通機関等利用の領収書については、この限りでない。

2 前条第2項に規定する助成を受けようとする者は、申請書に旅費及び宿泊費のキャンセル料の詳細が確認できる書類を添えて、協会へ申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 協会は、前条の規定に基づく申請に対し助成金の交付決定をした場合は、申請者に交付決定の内容及び交付額を通知(別記様式第6号)するものとする。

(給付方法)

第6条 前条の通知を受けたインターンシップ生は、協会にインターンシップ助成金交付請求書(別記様式第7号。以下「請求書」という)を提出するものとする。なお、請求書の提出期限は、インターンシップ終了日から起算して30日以内とする。ただし、災害、疾病その他やむを得ない理由により、請求書の提出が困難であると認められるときは、請求期限を延長することができる。

2 協会は、インターンシップ助成金交付請求書の提出があったときは、口座振り込みにより、助成金を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本事業の円滑な運用を図る上で必要な事項は家畜防疫対策課と協会との協議により定めるものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行し、平成23年度の予算に係る産業動物関連獣医師確保対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月2日から施行し、平成24年度の予算に係る産業動物関連獣医師確保対策事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の予算に係る獣医師確保対策強化事業から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度の予算に係る獣医師確保対策強化事業から適用する。なお、平成28年4月1日までに助成金申請を行った者については、従前の内容を適用する。

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行し、令和2年度の予算に係る獣医師確保対策強化事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度の予算に係る獣医師確保対策強化事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度の予算に係る獣医師確保対策強化事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の予算に係る獣医師確保対策強化事業から適用する。